

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 6 月 30 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 Z E R O
 〒537-0023
 住所 大阪市東成区玉津一丁目10番21号
 代表者氏名 代表取締役 河野 智世子
 電話番号 06-6484-6252
 FAX番号 06-6484-6222
 メールアドレス m.shinohara@zero-222.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 26 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者	✓	25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者	✓	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5 年 6 月 30 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 Z E R O

住 所 〒537-0023

大阪府大阪市東成区玉津一丁目10番21号

代表者氏名 代表取締役社長 河野 智世子

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 コウノ チヨコ 河野 智世子	
取締役 ミヤモト カズヒロ 宮本 一弘	
取締役 シモムラ アキラ 下村 晃	
取締役 カワイ シンジ 河合 伸二	
監査役 コウノ イワオ 河野 岩雄	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株 式 会 社 Z E R O
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 537-0023 住所 大阪市東成区玉津一丁目10番21号 電話番号 06-6848-6252 F AX番号 06-6484-6222 メールアドレス m.shinohara@zero-222.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
篠原 大洋	第 2 8 4 4 0 2 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5年 6月 30日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用 機械器具	金切のこ	25A	2	
	エンジンカッター		1	
	塩ビカッター		1	
管の加工用 機械器具	ネジ切旋盤	REX80A	1	
	ネジ切旋盤	REX25A	1	
	穿孔機	50A	1	
管の接合用 機械器具	パイプレンチ	900	2	
	パイプレンチ	600	3	
	パイプレンチ	450	4	
	パイプレンチ	350	3	
	パイプレンチ	300	3	
	モンキーレンチ	46	2	
	トーチランプ		1	
	ガスバーナー		1	
	ヤスリ		2	
	トルクレンチ	150K	2	
	トルクレンチ	200K	2	
	融着機	REX250A	1	
水圧ポンプ	水圧ポンプ	T-50K-P	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5年 6月 30日

申請者

氏名又は名称 株式会社 Z E R O

住 所 大阪市東成区玉津一丁目10番20号

代表者氏名 代表取締役 河野 智世子

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪市東成区玉津一丁目10番21号
株式会社ZERO

会社法人等番号	1200-01-112369	
商号	株式会社T・C・S	
	株式会社ZERO	平成19年 8月10日変更 ----- 平成19年 8月22日登記
本店	大阪市此花区高見一丁目3-34-806	
	大阪市東成区玉津一丁目10番21号	平成30年 7月18日移転 ----- 平成30年 7月24日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成17年4月21日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事、建築工事の請負及び設計、施工、監理。 2. 造園工事、緑化事業の請負及び設計、施工、監理。 3. 鳶・土工工事業、石工事業。 4. 浚渫工事業、塗装工事業。 5. 鋼構造物工事業、水道施設工事業、管工事業。 6. 舗装工事業、解体工事業。 7. 都市開発、地域開発に関する企画、調査、設計及び監理。 8. 環境整備、公害防止、娯楽に関する施設の企画、設計、監理のコンサルタント業務。 9. 各種スポーツ施設の設計及び施工。 10. マリンレジャー施設の所有、賃貸、管理及び経営。 11. 外国及び国内のリゾート地開発、企画運営。 12. 一般貨物自動車運送事業。 13. 駐車場の経営。 14. 駐車場管理装置の設計、施工及び保守点検並びに関連機械器具の販売。 15. 道路交通安全用機器及び施設の設計、施工。 16. 物流センターの管理運営及び物流情報処理業務。 17. 運搬具並びに輸送関連機器の販売。 18. コンテナ・トラックその他のコンテナ用運送機器及びコンテナ・ターミナル用機器の販売、賃貸。 19. 屋外広告物、展示、室内装飾等の設計、施工。 20. 建築資材、建設機械の販売。 21. 産業廃棄物再生処理及び収集運搬業。 22. 損害保険代理店業務及び生命保険の募集に関する業務。 23. 不動産の管理、賃貸、売買、仲介及び斡旋。 24. 住宅、事務所、店舗の企画、設計及び施工。 	

	<p>25. 住宅、事務所、店舗の増改築及びリフォーム。 26. 不動産鑑定業及び不動産に関するコンサルティング。 27. ネール・アートサロン、エステティックサロン、ビューティーサロン、ボディケアショップの経営及びコンサルティング。 28. 労働者派遣事業。 29. 飲食店の経営。 30. 経営コンサルタント業務。 31. 警備業 32. 貨物利用運送事業。 33. 軽貨物自動車運送事業。 34. 一般信書便事業。 35. 特定信書便事業。 36. 倉庫業。 37. 古物の売買。 38. ビルの保守、管理、清掃業務。 39. 上記各号に付帯関連する一切の事業。</p> <p style="text-align: right;">平成29年 1月11日変更 平成29年 1月16日登記</p>			
発行可能株式総数	800株			
発行済株式の総数 並びに種類及び数	<p>発行済株式の総数 800株</p> <p style="text-align: right;">平成19年 4月30日変更 ----- 平成19年 5月24日登記</p>			
株券を発行する旨 の定め	<p>当会社の株式については、株券を発行する</p> <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記</p>			
資本金の額	<p>金4000万円</p> <p style="text-align: right;">平成19年 4月30日変更 ----- 平成19年 5月24日登記</p>			
株式の譲渡制限に 関する規定	<p>当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。</p>			
役員に関する事項	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>取締役</u></p> <p><u>取締役</u></p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>秋 田 敏 春</u></p> <p><u>秋 田 敏 春</u></p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>平成22年 8月25日就任 ----- 平成22年 9月 2日登記</p> <p>令和 2年 4月30日重任 ----- 令和 2年 8月26日登記</p> <p>令和 2年 7月 7日死亡 ----- 令和 2年 8月26日登記</p> </td> </tr> </table>	<p><u>取締役</u></p> <p><u>取締役</u></p>	<p><u>秋 田 敏 春</u></p> <p><u>秋 田 敏 春</u></p>	<p>平成22年 8月25日就任 ----- 平成22年 9月 2日登記</p> <p>令和 2年 4月30日重任 ----- 令和 2年 8月26日登記</p> <p>令和 2年 7月 7日死亡 ----- 令和 2年 8月26日登記</p>
<p><u>取締役</u></p> <p><u>取締役</u></p>	<p><u>秋 田 敏 春</u></p> <p><u>秋 田 敏 春</u></p>	<p>平成22年 8月25日就任 ----- 平成22年 9月 2日登記</p> <p>令和 2年 4月30日重任 ----- 令和 2年 8月26日登記</p> <p>令和 2年 7月 7日死亡 ----- 令和 2年 8月26日登記</p>		

	取締役 <u>河野智世子</u>	平成27年 3月27日就任
		平成27年 4月 2日登記
	取締役 <u>河野智世子</u>	令和 2年 4月30日重任
		令和 2年 8月26日登記
	取締役 <u>宮本一弘</u>	平成27年 3月27日就任
		平成27年 4月 2日登記
	取締役 <u>宮本一弘</u>	令和 2年 4月30日重任
		令和 2年 8月26日登記
	取締役 <u>國分千文</u>	平成27年 3月27日就任
		平成27年 4月 2日登記
	取締役 <u>國分千文</u>	令和 2年 4月30日重任
		令和 2年 8月26日登記
		令和 2年 9月14日辞任
		令和 2年 9月14日登記
	取締役 <u>下村晃</u>	令和 2年 9月14日就任
		令和 2年 9月14日登記
	取締役 <u>河合伸二</u>	令和 2年 9月14日就任
		令和 2年 9月14日登記
	<u>奈良県橿原市法花寺町59番地の1朝日プラザ 八木東511号</u>	平成27年 3月27日就任
	代表取締役 <u>河野智世子</u>	平成27年 4月 2日登記
	<u>大阪市東成区大今里西二丁目4番21号</u>	平成31年 2月22日住所 移転
	代表取締役 <u>河野智世子</u>	平成31年 3月 6日登記
	<u>大阪市東成区大今里西二丁目4番21号</u>	令和 2年 4月30日重任
	代表取締役 <u>河野智世子</u>	令和 2年 8月26日登記

大阪市東成区玉津一丁目10番21号
株式会社ZERO

	監査役 河野岩雄	平成28年 3月 1日就任
		平成28年 3月 1日登記
		令和 2年 4月30日辞任
		令和 2年 8月26日登記
	監査役 河野岩雄	令和 2年 4月30日就任
		令和 2年 8月26日登記
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		
	平成28年 3月 1日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成17年9月28日大阪府堺市菅原通五丁39番地の7から本店移転	平成17年10月 4日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 5年 6月 9日

大阪法務局
登記官

武田 恵 美



株式会社ZERO定款

平成17年4月21日 会社設立

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社 Z E R O と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 土木工事、建築工事の請負及び設計、施工、監理。
2. 造園工事、緑化事業の請負及び設計、施工、監理。
3. 鳶・土工工事業、石工事業。
4. 浚渫工事業、塗装工事業。
5. 鋼構造物工事業、水道施設工事業、管工事業。
6. 舗装工事業、解体工事業。
7. 都市開発、地域開発に関する企画、調査、設計及び監理。
8. 環境整備、公害防止、娯楽に関する施設の企画、設計、監理のコンサルティング業務。
9. 各種スポーツ施設の設計及び施工。
10. マリンレジャー施設の所有、賃貸、管理及び経営。
11. 外国及び国内のリゾート地開発、企画運営。
12. 一般貨物自動車運送事業。
13. 駐車場の経営。
14. 駐車場管理装置の設計、施工及び保守点検並びに関連機械器具の販売。
15. 道路交通安全用機器及び施設の設計、施工。
16. 物流センターの管理運営及び物流情報処理業務。
17. 運搬具並びに輸送関連機器の販売。
18. コンテナ・トラックその他のコンテナ用運送機器及びコンテナ・ターミナル用機器の販売、賃貸。
19. 屋外広告物、展示、室内装飾等の設計、施工。
20. 建築資材、建設機械の販売。
21. 産業廃棄物再生処理及び収集運搬業。
22. 損害保険代理店業務及び生命保険の募集に関する業務。
23. 不動産の管理、賃貸、売買、仲介及び斡旋。
24. 住宅、事務所、店舗の企画、設計及び施工。
25. 住宅、事務所、店舗の増改築及びリフォーム。
26. 不動産鑑定業及び不動産に関するコンサルティング。
27. ネール・アートサロン、エステティックサロン、ビューティーサロン、ボディケアショップの経営及びコンサルティング。
28. 労働者派遣事業。
29. 飲食店の経営。
30. 経営コンサルタント業務。
31. 警備業

- 32. 貨物利用運送事業。
- 33. 軽貨物自動車運送事業。
- 34. 一般信書便事業。
- 35. 特定信書便事業。
- 36. 倉庫業。
- 37. 古物の売買。
- 38. ビルの保守、管理、清掃業務。
- 39. 上記各号に付帯関連する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行することができる株式の総数は、800株とする。

(株券の発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第8条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録質権者として権利を行使できる者を確定するために必要があるときは、あらかじめ公告してそのための基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第9条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(議決権の代理行使)

- 第 11 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第 12 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

- 第 13 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

- 第 14 条 当会社は取締役会を置く

(取締役の員数)

- 第 15 条 当会社の取締役は、3 名以上とする。

(取締役の選任)

- 第 16 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 17 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

- 第 18 条 取締役会は、取締役の中から社長 1 名を選任する。
- 2 社長は、当会社を代表する。

- 3 取締役会は、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
- 4 取締役会は、社長のほかに、前項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。
- 5 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序で、社長の業務を行う。

(取締役会の招集権者及び議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、取締役が提案した決議事項について、取締役（当該事項につき議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の設定)

第26条 当社は、監査役を置く。

(監査役の員数)

第27条 当社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の監査の範囲の限定)

第28条 監査役は、会計に関するものに限り監査を行う。

(監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって決める。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

(剰余金の配当)

第33条 剰余金は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に配当する。

(剰余金の配当の除斥期間)

第34条 当社が、株主に対し、剰余金の支払いの提供をしてから満3年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

当会社の定款に相違ありません。

令和 5 年 6 月 12 日

大阪市東成区玉津一丁目10番21号
株式会社ZERO
代表取締役 河野 智世子



第二八四四〇二号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 群馬県

氏名 篠原大洋

昭和五十七年八月十一日生

水道法(昭和五十二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十九年一月十六日

厚生労働大臣 塩崎恭久



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第284402号
免状交付日 平成29年1月16日
本 籍 群馬県
氏 名 篠 原 大 洋
生 年 月 日 昭和57年8月11日

写真の書換え期限
平成39年1月30日

公益財団法人 給水工事技術振興財団理事長



本社地図

疎開道路

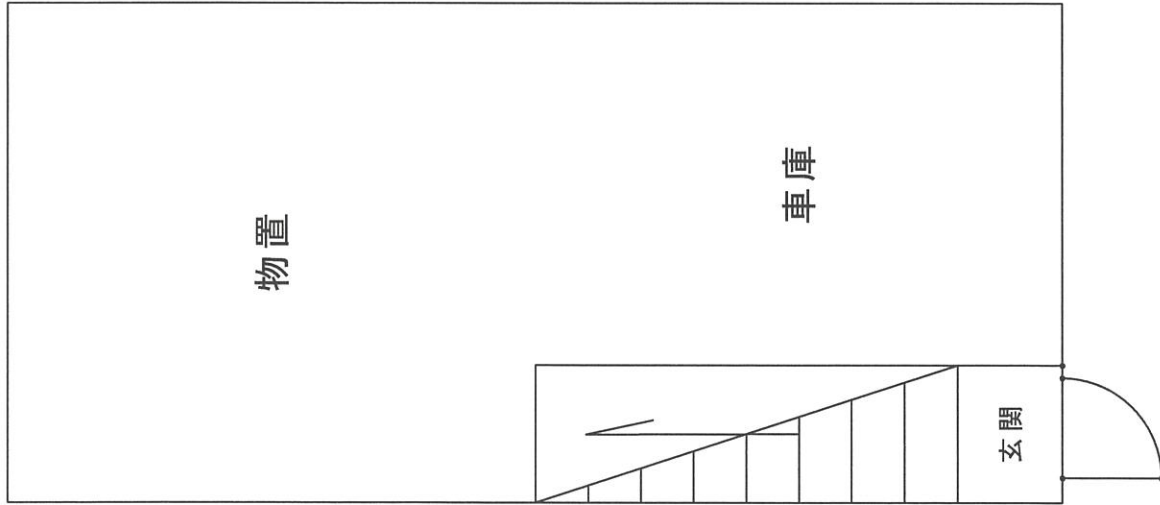
玉津公園

大阪市東成区玉津一丁目10番21号
株式会社 ZERO

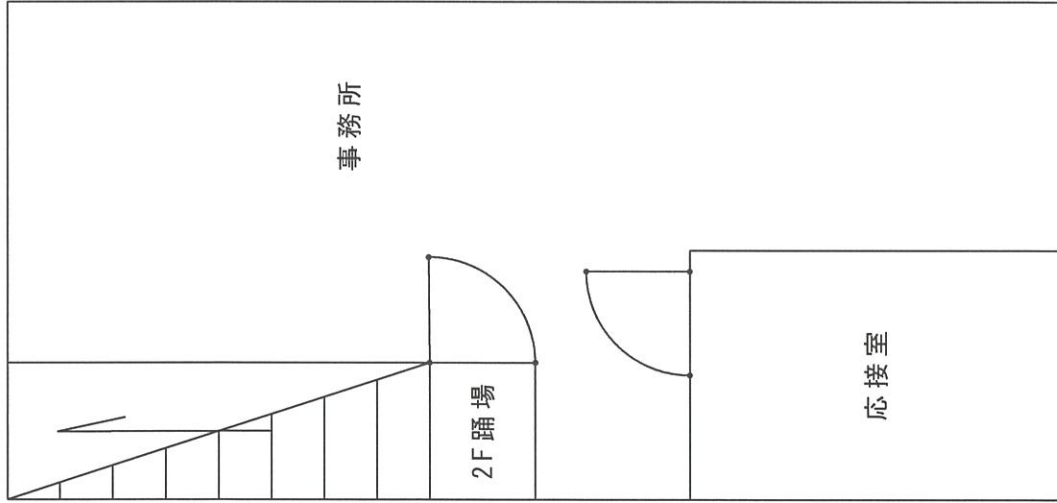
玉津2

疎開道路

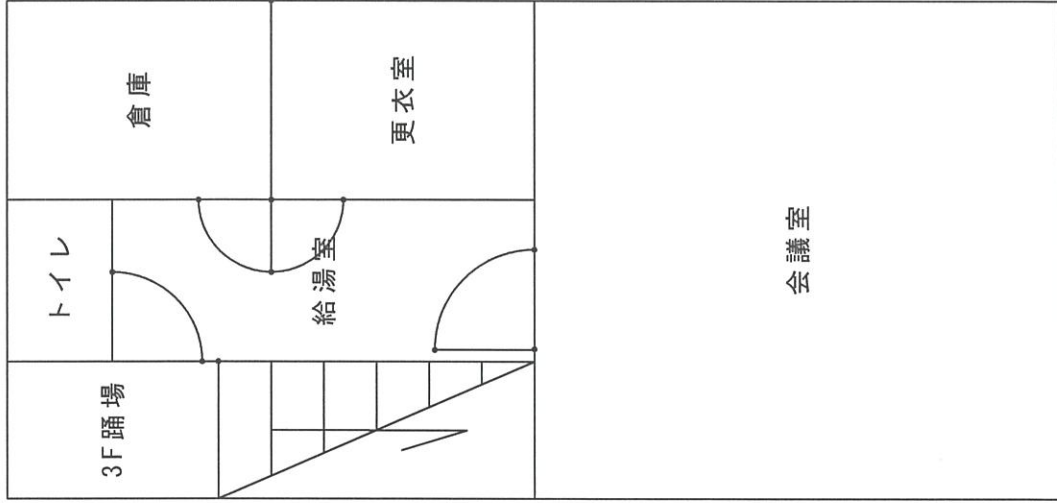
1F



2F



3F





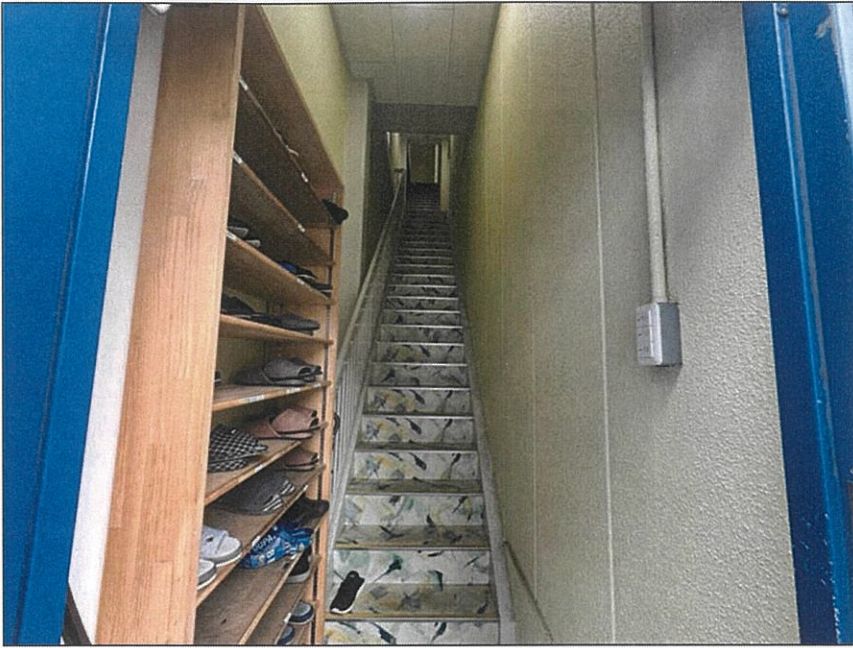
大阪本社社屋
〒537-0023
大阪市東成区玉津一丁目10番21号



1F
駐車場・倉庫



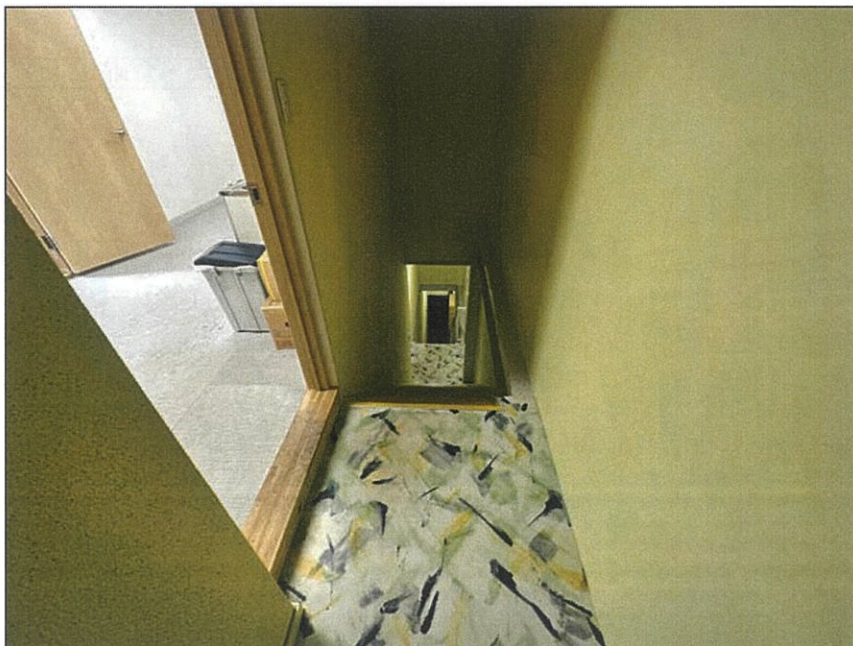
1F
駐車場・倉庫



1F
玄関



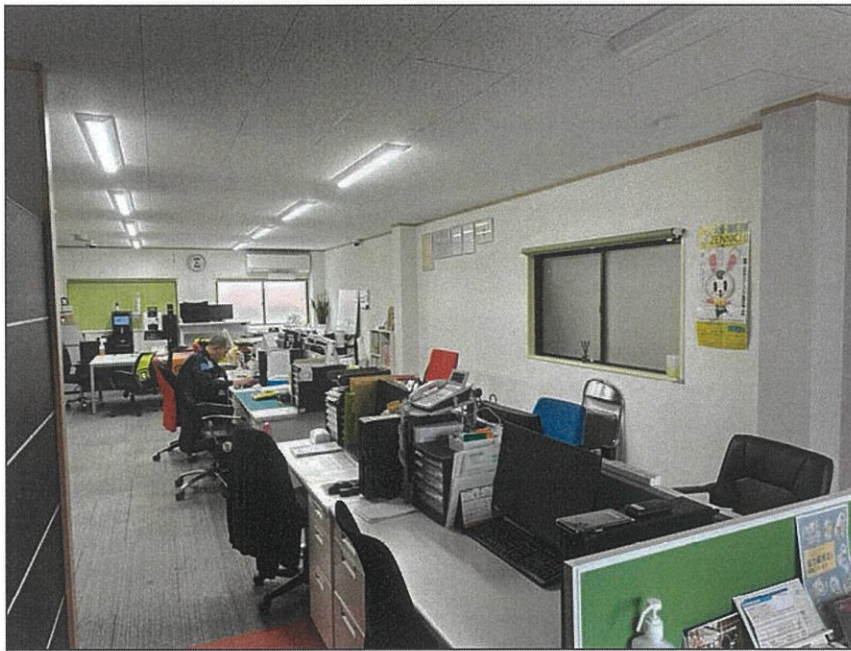
2F
踊場



3F
踊場



2F
事務所



2F
事務所



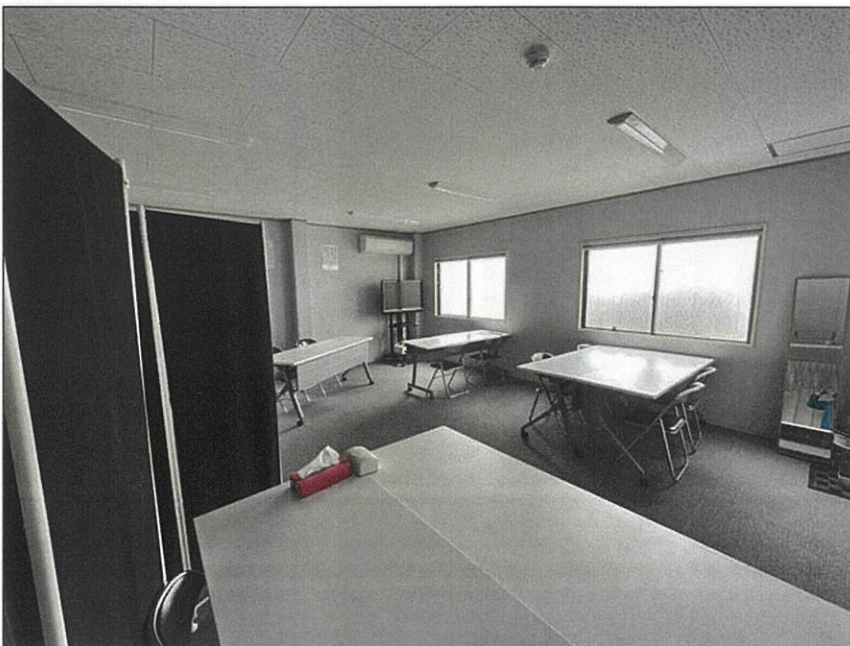
2F
事務所



3F
給湯室・トイレ・更衣室



3F
給湯室・トイレ・更衣室



3F
会議室



管の切断用器具

金切りのこ×2



管の切断用器具

エンジンカッター



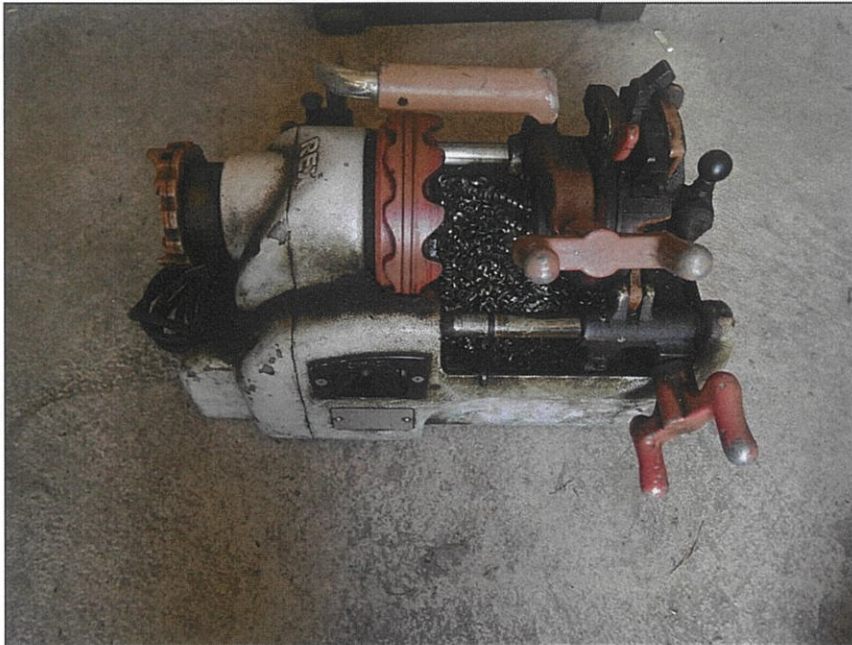
管の切断用器具

塩ビカッター A25



管の加工用機械器具

ねじ切り旋盤 REX80A



管の加工用機械器具

ねじ切り旋盤 REX25A



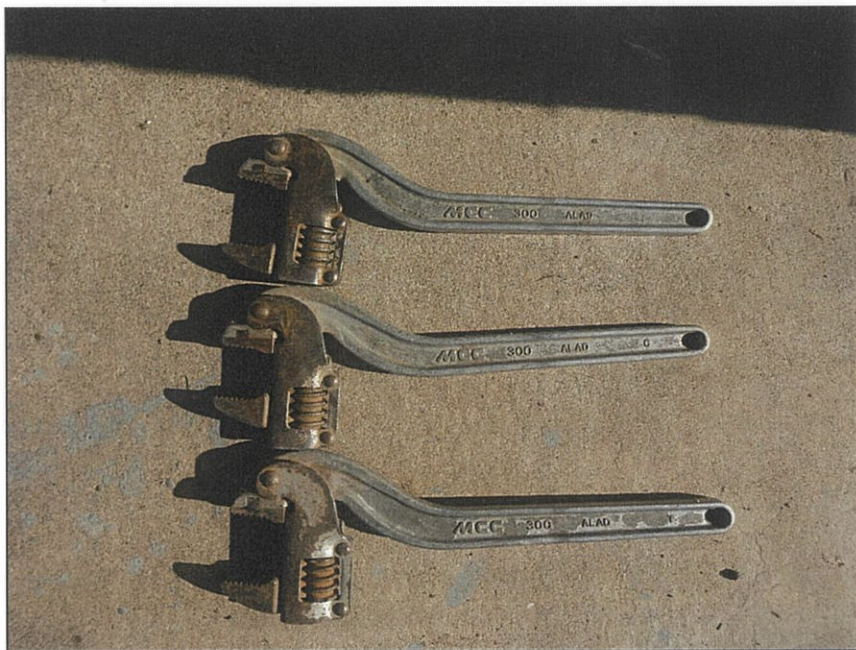
管の加工用機械器具

穿孔機 50A



管の接合用機械器具

パイプレンチ900×2



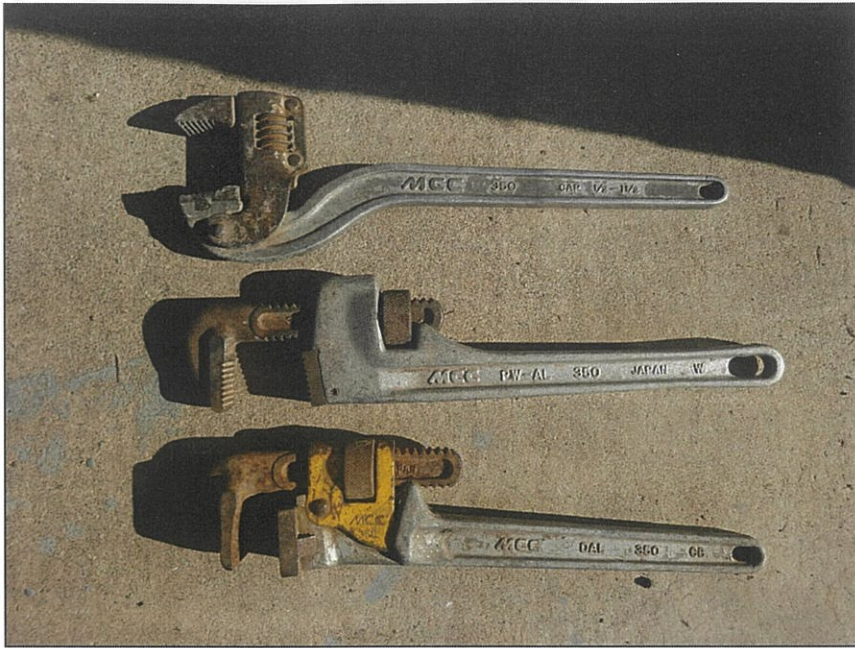
管の接合用機械器具

パイプレンチ600×3



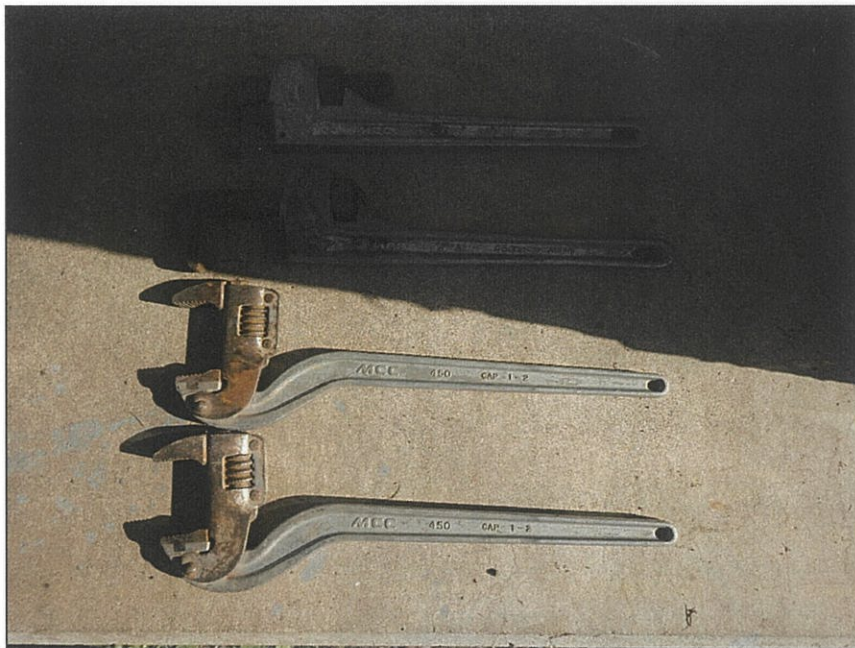
管の接合用機械器具

パイプレンチ450×4



管の接合用機械器具

パイプレンチ300×3



管の接合用機械器具

パイプレンチ 300×4



管の接合用機械器具

パイプレンチ46×2



管の接合用機械器具

トーチランプ



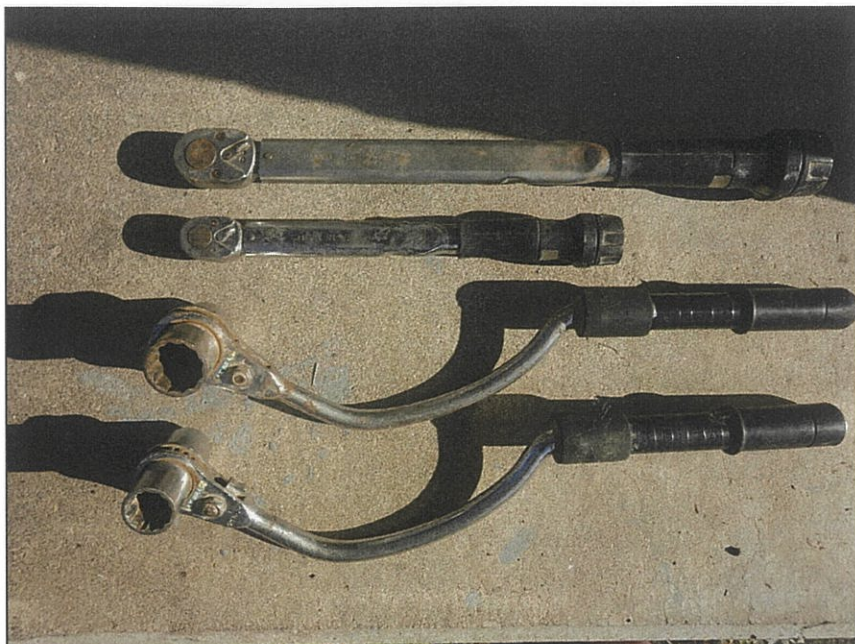
管の接合用機械器具

ガスバーター10kg



管の接合用機械器具

やすり

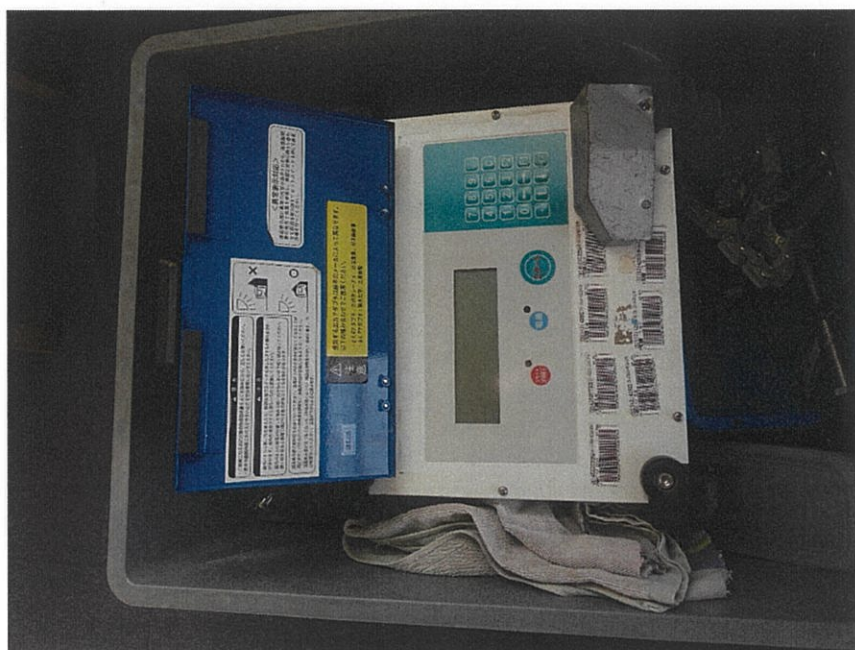


管の接合用機械器具

トルクレンチ

150 k × 2

200 k × 2



管の接合用機械器具

融着機 REX250



管の接合用機械器具

融着機 REX250



水圧ポンプ
手動ポンプ T-50K-P



水圧ポンプ
手動ポンプ T-50K-P

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 6 月 30 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 Z E R O
 〒537-0023
 住所 大阪市東成区玉津一丁目10番21号
 代表者氏名 代表取締役 河野 智世子
 電話番号 06-6484-6252
 FAX番号 06-6484-6222
 メールアドレス m.shinohara@zero-222.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 26 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者	✓	25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者	✓	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5年 6月 30日

届出者

氏名又は名称 株式会社 Z E R O

住 所 〒537-0023 大阪市東成区玉津一丁目10番20号

代表者氏名 代表取締役社長 河野 智世子

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選 任 の届出
解 任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 Z E R O	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
篠原 大洋	第 2 8 4 4 0 2号	令和5年6月30日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二八四四〇二号

給水装置事主任技術者免状

本籍 群馬県

氏名 篠原大洋

昭和五十七年八月十一日生

水道法(昭和五十二年法律第七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成二十九年一月十六日

厚生労働大臣 塩崎恭久



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第284402号
免状交付日 平成29年1月16日
本 籍 群馬県
氏 名 篠 原 大 洋
生年月日 昭和57年8月11日

写真の書換え期限
平成39年1月30日

公益財団法人 給水工事技術振興財団理事長

